

1 いじめの防止等のための対策に関わる基本的な方針

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は速やかに解決するために、学校全体で組織的に対応していくための対策を行う。

2 校内組織

- (1) 校長・教頭・主幹教諭・学年主任・生徒指導主事・養護教諭・SC
- (2) 学期1回、年3回、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- (3) いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合には、「いじめ対策委員会」を開き、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

3 具体的方策

(別紙)

4 関係機関との連携

- (1) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察等と連携して対処する。
- (2) いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会へ報告し、学校が主体となり、関係機関を加え調査し、実態の解決にあたる。

5 保護者への対応



- (1) いじめ防止および早期発見のための学校との連携について、家庭訪問や懇談会、お便り等を活用して理解を得るため、保護者と協力し、連絡及び情報交換を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめの事案にかかる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。また、被害生徒と保護者に対する支援や、加害生徒と保護者に対する指導・支援を行い、事実確認により判明した情報を適切に提供する。

6 留意点

いじめの対応の際は、「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組むようにする。また、いじめの問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組む。

具体的方策

◇未然防止に関すること【常態的先行的（プロアクティブ）指導】

学級・学年	学校
<p style="text-align: center;">◎人権尊重の理念 『自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること』</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;"> <p>『自力』～自ら考え、判断し、行動する～</p> <p>感情をコントロールする</p> <p>↓</p> <p>自己理解・他者理解・利他行為</p> <p>↓</p> <p>自己指導能力</p> <p>↓</p> <p>違いを理解し、他者を尊重する</p> <p>↑</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>◇教育活動全体を通して、道徳教育／人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。</p> <p>◇情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深める。</p> <p>◇生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、からかい・ひやかし・嘲笑い等がない集団づくりを進める。</p> </div>	
<p>家庭</p> <p>◇スマートフォン、パソコンの危険性を伝え、ルールを子どもと話し合って決める。</p> <p>◇人を傷つけることの重大さを子どもに伝え、教える。</p>	

◇早期発見に関すること【即応的継続的（リアクティブ）指導】

学級・学年・学校
<p>◇学校と家庭との連携強化を依頼する。</p> <p>◇いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。</p> <p>◇人間関係づくりプログラムを実施し、生徒の実態把握に努める。</p> <p>◇毎日の学校生活の中で、担任との交流を図り、日常の何気ない表現の中から、生徒の心の動きを把握する。</p> <p>◇生徒が集団から離れて一人で行動しているときは声をかけて話を聞く。</p> <p>◇上履き、学用品、掲示板等にいたずらがあたら直ぐに対応し原因を明らかにする。</p> <p>◇SC等による相談窓口を周知し、生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。</p>
<p>家庭</p> <p>◇理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、すり傷やあざなどがいないか観察する。</p> <p>◇持ち物や勉強道具などがなくなったり、落書きをされたりしていないか観察する。</p> <p>◇解決できそうもない悩みは親に相談できるような雰囲気や普段からつくっておく。</p>

◇早期対応に関すること

いじめの発見・通報を受けた場合には、すみやかに事実の有無の確認を行い、組織的に対応し被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、毅然とした態度で指導していく。これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、以下の図を参考にし、事案に応じた対応を行う。

